

行政法 次は、管轄区域外で行った警察官による現行犯人に関する職権行使を列挙したものであるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 休暇中に隣接県へ旅行中、住居侵入を実行中の犯人を現認したため、その犯人を現行犯逮捕し、自身が所属する警察署の司法警察員に引致した。
- (2) 電車内において、偶然発見した不同意わいせつの犯人を警察手帳を示して現行犯逮捕しようとしたが、当該犯人が殴り掛かってきたため、不同意わいせつ罪及び公務執行妨害罪で現行犯逮捕した。
- (3) 非番日に、商店街において、すりの犯人を現行犯逮捕したため、その場で令状なく捜索・差押えを行った。
- (4) 傷害罪を犯した犯人を現行犯逮捕したため、警職法に基づき犯人の身体について凶器の捜検を行った。
- (5) 勤務を終えて帰宅途中、犯人として追呼されている者を見つけたため、罪を行い終わってから間がないと明らかに認められる準現行犯人として、現行犯逮捕した。

行政法 次は、警察許可についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 警察許可とは、警察上の目的のため一般に禁止されている行為について、特定の場合にその禁止を解除し、適法に行わせる処分をいう。
- (2) 行政手続法は、行政における処分等に関する手続について定めているが、警察許可は、行政手続法にいう「申請に対する処分」には当たらない。
- (3) 警察許可においては、一定の要件を具備した者の出願があれば、原則として許可を与えなければならない。
- (4) 運転免許のように、警察許可が申請者自身の人的条件に着目して与えられる、いわゆる「対人許可」の場合、許可を受けた者に限りその効果が生じる。
- (5) 警察許可に期限や条件等の附款を付すことができるのは、法規上その根拠を定めたものがある場合、又は附款を付すことが警察の裁量に属する場合に限られる。

行政法 次は、武器の使用についての記述であるが、誤りはどれか。



- (1) 警職法7条にいう「武器」とは、人の殺傷の用に供する目的で作られた器具であり、現実には人を殺傷する能力を有するものを意味する。
- (2) 警職法7条の武器の使用にいう「使用」とは、警察官の職務執行に際し、殺傷能力のある武器を本来の用法に従って用いることを意味する。
- (3) 警職法7条各号で要求されている「他に手段がない」という補充性は、拳銃を使用した場合については、「拳銃を相手に構えるとき」と「上空に威嚇射撃をするとき」にも要求される。
- (4) 警察官が、警職法7条の要件に従い、必要な限度内で武器を使用した場合には、その結果について、刑事・民事のほか、行政上の責任を問われない。
- (5) 警職法7条1号にいう「兇悪な罪」には、殺人、強盗、放火等のほか、人の生命、身体に危害を与える可能性のある持凶器強盗や夜間の忍び込みも含まれる。

行政法 次は、警職法7条に規定されている「人に危害を与えない武器の使用」についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 「犯人の逮捕若しくは逃走の防止」のために必要な場合は武器の使用ができるが、「逃走の防止」とは、逮捕すべき被疑者の逃走を防止することをいう。
- (2) 「犯人の逮捕若しくは逃走の防止」のために必要な場合は武器の使用ができるが、犯人が犯した犯罪の罪種等についての制限はない。
- (3) 「自己若しくは他人に対する防護」のために必要な場合は武器の使用ができるが、これは職務執行中の警察官本人や他の者の安全を確保するために行うものである。
- (4) 「公務執行に対する抵抗の抑止」のために必要がある場合は武器の使用ができるが、この抵抗には、警察官に対する積極的な攻撃を行うことだけでなく、一定の場所から動かないなどの抵抗も含まれると解される。
- (5) 拳銃の使用でいえば、拳銃を取り出すこと、人に向けて構えて威嚇すること、威嚇射撃を行うこと、物に向けて発射することが武器の使用に当たる。

行政法 07 武器の使用



- (1) 正しい。 警職法7条にいう「武器」とは、警察法に基づき、警察官が所持することを認められた「小型武器」をいい、具体的には、拳銃やライフル銃等を指す(警察法67条参照)。警察官によるこれら武器の所持は、銃刀法上、「法令に基づき職務のため所持する場合」に当たる(銃刀法3条1項1号)。
- (2) 正しい。 なお、拳銃については、① 相手に向けて拳銃を構えること(拳銃規範5条)、② 上空その他安全な方向に向けて拳銃を撃つこと(威嚇射撃)、及び狂犬等に向けて撃つこと(拳銃規範7条)、③ 相手に向けて拳銃を撃つこと(拳銃規範8条)が、「使用」に当たる。
- (3) 誤り。 警職法7条各号にいう「他に手段がない」とは、危害を与えることのある態様の武器使用をしなければ、犯人や第三者の抵抗を防ぎ又は犯人を逮捕することができないことが明白な場合の要件である。したがって、拳銃を使用する場合の「他に手段がないとき」という補充性が必要なのは、「相手方の身体に向けての射撃」についてであり、「拳銃を相手に構えるとき」と「威嚇射撃をするとき」に要求される要件ではない。
- (4) 正しい。 なお、警職法7条本文の要件を満たす武器使用により過って危害を与えた場合、客観的に人に危害を与えることが予測されるような態様によるときや、拳銃操作について要求される注意を怠ったときには、違法性は阻却されず、刑事責任を問われたり、国家賠償請求が認容されたりすることがある。
- (5) 正しい。 拳銃規範2条2項には、警職法7条但書1号に規定されている「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる「兇悪な罪」が例示されている。

行政法 08 人に危害を与えない武器の使用

- (1) 正しい。 職務質問の対象者等、その時点では逮捕することのできない者がその場から逃れようとしたような場合は、これに含まれない。
- (2) 正しい。 犯人とは、被疑者、刑事被告人又は有罪判決が確定した者、あるいは勾留状・収容状の執行対象者等をいう。これらの者を逮捕する場合に危害を与えない武器の使用ができるが、危害を与える武器の使用の場合とは異なり、犯罪の罪種

等に制限はない。

- (3) 正しい。 警察官やその他の者に危害が与えられるなど、正当防衛(刑法36条)や緊急避難(刑法37条)に当たる場合はもとより、警察官が他の者の生命・身体の保護を図るため、警職法上の保護、避難等の措置、犯罪の制止の権限を行使する上で武器の使用が必要となる場合も含まれる。
- (4) 正しい。 一定の場所から動かないなどの消極的抵抗に対しても、その抵抗の排除のため武器を使用することができる」と解されている。ただし、この場合においては、武器を使用することが必要不可欠となる場合に限られる。
- (5) 誤り。 拳銃を単に取り出すことは、相手を畏怖させるためのものでない限り、使用の準備であって警職法で規定する使用には当たらない。なお、使用できる場合であっても、その態様はその事態に応じて合理的に必要と判断される限度でなければならない。

行政法 09 人に危害を与える態様での武器の使用

- (1) 正しい。 正当防衛(刑法36条)に該当する場合には、当該被疑者に向けて拳銃を撃つことができる(警職法7条但書、拳銃規範8条)。
- (2) 正しい。 殺人罪(刑法199条)の法定刑は、「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役」であり、人に危害を与える態様での武器の使用が許容される「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる兇悪な罪」を犯した被疑者を現行犯逮捕する場合に該当する。また、当該被疑者を逮捕するために他に手段がないと警察官が信じるに足りる相当な理由も認められるため、当該被疑者に向けて拳銃を撃つことができる(警職法7条但書1号)。
- (3) 正しい。 被疑者が通常逮捕に抵抗し、逃走しようとしている場合であって、逮捕するために他に手段がないと警察官が信じるに足りる相当な理由も認められるため、当該被疑者に向けて拳銃を撃つことができる(警職法7条但書2号)。
- (4) 誤り。 窃盗罪(刑法235条)は、人の住居等に侵入して行われるもの以外は「兇悪な罪」に当たらない(拳銃規範2条2項3号ホ参照)。したがって、枝文の万引き犯人に向けて拳銃を撃つ行為は違法な拳銃使用となる。
- (5) 正しい。 第三者が本人を逃がそうとして警察官に抵抗した場合にも、危害を与える態様での第三者に対する拳銃の使用が許容される(警職法7条但書2号)。

トピックス 逮捕③



7

A社の警備員Xは、深夜に同社敷地内を巡回中、A社に隣接するB宅の窓を破って同家に侵入しようとする甲男を目撃したことから、その場で「泥棒」と叫ぶと、甲男はすぐさま逃走した。Xが直ちに甲男の追跡を開始すると、その追跡状況を途上で現認した私人Yが、追跡を継続して甲男を取り押さえた。

この場合における逮捕行為の適否について述べなさい。

私人による現行犯逮捕

- 答案構成
- 1 結論
 - 2 準現行犯逮捕
 - 3 私人による現行犯逮捕
 - 4 設問に対する検討

答案例

1 結論

甲男に対する逮捕行為は、準現行犯逮捕として適法である。

2 準現行犯逮捕

(1) 意義

「罪を行い終ってから間がないと明らかに認められる」、かつ、「犯人として追呼されている」等の個別的要件のいずれかに当たる準現行犯人を、現行犯逮捕する逮捕手続である(刑訴法212条¹、213条²)。

(2) 令状主義

現行犯逮捕は、令状主義の例外とされており(憲法33条³)、何人であっても、逮捕状なくして犯人を逮捕することができる(刑訴法213条)。

(3) 準現行犯逮捕が適法となる要件

ア 一般的要件

「罪を行い終ってから間がないと明らかに認められる」場合でなければならない。これは、犯人が特定の犯罪を行ったこと、犯行と犯人の発見が時間的に接着していること、これらについて逮捕者が明白に認識していること、を意味する。

イ 個別的要件

① 犯人として追呼されているとき、② 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき、③ 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき、④ 誰何されて逃走しようとするとき、である。

なお、「犯人として追呼されている」とは、被害者による追呼のみならず、目撃者のような第三者でもよいほか、複数人によるリレー式(交代)であっても差し支えない(最判昭50.4.3⁴)。

3 私人による現行犯逮捕

(1) 私人の逮捕権限

刑訴法213条により、現行犯人の逮捕は、何人にも認められている。私人による逮捕は義務付けられたものではなく、逮捕するかしないかは自由である。

ただし、逮捕の目的が正当なものでなく、不法な行為を目的としている場合は、正当行為(刑法35条⁵)にはならず(仙台高判昭26.2.12⁶)、逮捕罪(刑法220条⁷)が適用される場合がある。

(2) 逮捕する際の実力行使

逮捕者の身分、犯人の挙動その他具体的状況に応じ、社会通念に照らして相当と認められる程度の実力行使が許される(東京高判昭37.2.20⁸)。また、犯人が所持している凶器や盗品を取り上げるなどの必要最小限度の実力行使が認められる。

(3) 逮捕現場における捜索・差押え

逮捕現場における令状によらない捜索・差押え等は、捜査機関に与えられた権限であり、私人には認められていない。

(4) 引渡し

現行犯逮捕した場合には、直ちに、捜査機関に引き渡さなければならない(刑訴法214条⁹)。

4 設問に対する検討

設問は、警備員Xが、B宅に侵入している甲男を現認していることから、この時点では甲男は現行犯人である。しかしXは、逃走した甲男を追跡するも追い付いた状況がないため現行犯人の状態は途切れたと想定できる。ただし、甲男に対して「泥棒」と叫びながら追跡・呼号している状況を現認した私人Yが追跡に参加していることから、準現行犯人の状態は継続している。その結果、追跡を継続して犯人甲を私人Yが取り押さえたのであるから、適法な準現行犯人の逮捕ということができる。

以上により、設問の甲男に対する逮捕行為は、準現行犯逮捕として適法である。